

News Letter vol. 4

Contents

● 弁護士コラム	固定残業代が残業代と認められない?!	弁護士 伊山 正和
● 弁護士コラム	相続法も変わる!(後編)	弁護士 野崎 隆史
● 弁護士コラム	終活における遺言書の作成(第2回)	弁護士 河合 亮
● 弁護士コラム	自転車事故の特徴と注意点(前編)	弁護士 船岡 亮太

TOPICS Column

固定残業代が残業代と認められない?!

弁護士

伊山 正和



「従業員が残業をすれば、残業代を支払わなければならない」ということは、労働基準法上、当然のことです。ですが、何人もの従業員を抱えている場合、毎日、誰がどれだけ残業をしたかを把握して、毎回の給料計算の際に個別に残業代を計算して支払うことは、面倒な作業であるといえるでしょう。そのため、いっそのこと残業代を定額で支払うという、いわゆる「固定残業代」の制度がとられていることがよくあります。給料計算の手間を思えば、こういう方法が良い方法として広まったことも無理はないと思います。

しかし、固定残業代を支払っていたとしても、その金額が労働基準法の定めによって計算される金額を下回っていた場合には、当然、その足りない分を追加して支払わなければなりません。そうであれば、結局、毎回の給料計算の際には、それぞれの従業員がどれだけ残業をしたのかを把握して、労働基準法の定めによる残業代を計算した上で、固定残業代に不足がないかを確認しなければならないのですから、固定残業代を支払うことで、残業代の計算の作業を省力化しようとしても、うまくいかないこととなります。もちろん、想定される残業代よりも多額の固定残業代を常に支払っていれば、労働基準法の定めによる残業代に足りない分は生じてこないのですが、残業代の計算の作業を省力化できそうです。しかし、従業員が働いた分よりも多い給料を支払うことは、企業のあり方としては問題です。

それだけでなく最近では、固定残業代として想定されている労働時間があまりにも多すぎると、その定め自体が残業代の定めとしては無効であるとする裁判例さえもいくつか出ています。固定残業代の定めが残業代として無効になると、それは基本給だということになり、残業代を多めに払おうとしたことがかえって仇になって、重ねて残業代を支払わなければならないという意味で二重払い、基本給の額が増えてしまうということで三重払い、さらに裁判になれば付加金という制裁金まで支払いを命ぜられることで四重払いに至ることさえあり得るのです。

この裁判例の考え方は、未だ最高裁判所の判断として認められたものではなく、理論的にも正しいと言い切れるかどうか、疑問の余地があります。しかし、高等裁判所や地方裁判所では、こうした考え方に習う例が少なからず見受けられ、従業員から未払残業代請求がなされるに際しても、しばしば用いられる論理の一つです。固定残業代の制度は、実際問題として、企業にとってあまりメリットがない反面、ひとたびその運用方法に法律上の不備を突かれる点が存すれば、多額の支払いを要求されるリスクを抱えています。固定残業代の制度を運用に際しては、この機会に一度、その仕組みに法律上の不備がないかどうか、是非とも当事務所にご相談ください。

相続法も変わる！(後編)

1. 前々回、前回に続き40年ぶりに変わる相続法をご紹介します。

いつもどおりおさらいから。改正点は大きく次の6つです。

- ①配偶者の居住権を保護するための方策
(2020年4月1日施行)
- ②遺産分割に関する見直し
(2019年7月1日施行)
- ③遺言制度に関する見直し
(自筆証書遺言の方式の緩和は2019年1月13日施行、遺言執行者の権限の明確化は2019年7月1日施行、遺言保管制度は2020年7月10日施行)
- ④遺留分制度に関する見直し
(2019年7月1日施行)
- ⑤相続の効力等に関する見直し
(2019年7月1日施行)
- ⑥相続人以外の者の貢献を考慮するための方策(2019年7月1日施行)

最終回の今回は⑤⑥をご紹介します。①②は2019年1月8日発行「News Letter vol.2」、③④は2019年3月5日発行「News Letter vol.3」をご覧ください。いずれもHPにアップしています。「京都総合法律事務所」で検索してください。

2. ⑤相続の効力等に関する見直し

これまでは、「相続させる」と記載された遺言によって承継された財産は、相続登記をしなくても第三者に対抗することができました。たとえば、被相続人Aに2名の相続人BとCがいた場合、Aの遺言によって自宅がCに相続されたに

弁護士

野崎 隆史



もかかわらず、相続登記をしないままにしていたため、自宅を誰が相続したのかわからないAの債権者Dが、自宅についてBの法定相続分で差押えをした場合であっても、常にCが勝ちました。

これからは、法定相続分を超える部分については、登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができなくなりました。先程の例だと、法定相続分を超える部分はCが負けることとなりますので注意が必要です。

3. ⑥相続人以外の親族の貢献を考慮するための方策

これまでは、相続人以外の者が被相続人の介護に尽くしても何の遺産も得ることができませんでした。たとえば、相続人の配偶者が被相続人の療養看護に長年尽くしても遺言が無い限り何ももらえませんでした。

これからは、被相続人の療養看護に尽くした被相続人の親族も金銭の請求をすることができるようになりました。ちなみに、「親族」とは6親等以内の血族及び3親等以内の姻族です。ですので、はとこ(祖父母の兄弟姉妹の孫:6親等の血族)や甥姪の配偶者(3親等の姻族)もこの制度の対象となります。

4. おわりに

3回にわたって相続法の改正内容のエッセンスをご紹介します。次の大改正の頃はどうのような社会になっているのでしょうか。皆様が相続対策を万全にして新しい時代を心穏やかに過ごされることを願っています。

終活における遺言書の作成 (第2回)

弁護士

河合 亮



さて、前回では、遺言書作成の準備についてお話しさせていただきました。今回は、遺言の種類・書き方についてお話しさせていただきます。

1. 遺言の種類

遺言書の書き方については、法律で決まっております。法律に定められた方式によらなければ無効となってしまう。法律上認められている普通の方式の遺言書は、自筆証書遺言・公正証書遺言・秘密証書遺言の3つですが、秘密証書遺言は、他の2つの遺言と比べて手間がかかり、利用される件数も極端に少ないため、ここでは自筆証書遺言と公正証書遺言について説明させていただきます。

自筆証書遺言とは、遺言者が遺言書の全文、日付、氏名を自書し、押印して作成する方法です。一方、公正証書遺言とは、公証人役場で、証人2人の前で、公証人に遺言内容を口頭で述べて作成する方法です。

ご自宅でおひとりで無料で作成することができるお手軽な遺言と、わざわざ公証人役場まで赴いて、公証人にチェックしてもらいながら有料で作成する堅苦しい遺言、といったイメージでしょうか。

2. どちらがおすすめ??

では、自筆証書遺言と公正証書遺言では、どちらがおすすめでしょうか。

自筆証書遺言と公正証書遺言では効力に違いはありますか?という問い合わせをよく受けますが、有効に成立するのであれば効力は全く同じです。

しかし、自筆証書遺言は、費用がほとんどかからないというメリットがありますが、全文を自書する必要があり手間がかかること(ただし、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律によって、平成31年1月13日以降は、財産目録については自書によらなくてもよくなり、多少手間が軽減されるようになりました)、基本的に専門家を通さずに作成されるため、死後に要式を欠いているとして、せっかく書いたのに無効となるリスクがあること、相続開始後、家庭裁判所による遺言書の検認手続を必要とし、相続人に負担を掛けてしまうこと、など大きなデメリットがあります。

そうであるならば、公証人のチェックを受けることにより遺言そのものが無効になる可能性が低く、紛失や偽造のおそれがない公正証書遺言のほうが、多少の費用がかかることを差し引いてもおすすめといえるでしょう。

3. 今回はここまでにしめよう。

次回は、今のご時世、積極的に遺言書を作成された方がいいですよ、ということをお話しさせていただきます。ただこうと思います。

「うちは親族みんな仲いいからトラブルなんてならないよ」「遺言なんて仰々しいわ」と思われている方こそ必見です!

Seminar Information

セミナー開催の お知らせ

京都総合法律事務所では、顧問をさせていただいている企業の皆様や社会保険労務士の皆様に向けたセミナーを開催しております。

5/23(木) 16時～18時 外国人労働者雇用 における留意点	6/13(木) 16時～18時 営業秘密の管理	7/18(木) 16時～18時 問題社員への対応ノウハウ
--	----------------------------	---------------------------------

弁護士が時流に沿った労務問題(使用者側)や企業法務にまつわる問題を取り上げます。労働問題・企業法務に熟知した弁護士が責任をもって講師を務め、実際の紛争トラブルを踏まえたポイントを解説いたします。少人数の勉強会形式なので気軽に質問でき、理解を深めることができます。ぜひご参加ください。

参加申し込み・お問い合わせ TEL: 075-256-2560

～物損(修理費)について～

1. 修理の必要性(自動車の場合)

「物損」とは、主に修理費です。交通事故で車両が損傷すれば、その損傷による修理費を相手方に請求することができます。自動車の場合は、損傷の程度が軽微であっても、修理の必要性が争われることは経験上ほとんどないように思います。擦って少し傷がついたとか、ぶつかってボディが少し凹んだとかいう場合でも、それなりの修理方法があり、修理工場に依頼すれば見積りを出してくれます。その金額が高いとか安いとか、「金額の相当性」が争われることはあっても、「そもそも修理が不要」とまでは、滅多に言われません。

2. 修理の必要性(自転車の場合)

ところが自転車の場合、修理の必要性が争点になることがあります。部品が破損するなどし、走行上の安全性に支障が生じるような場合、修理の必要性が問題にされることはほとんどありませんが、車体に多少の擦傷がついたくらいだと、本当に修理する必要があるのか、そもそも修理方法はあるのか、といったことが問題になり得ます。実際問題としても、自転車屋さん「この擦傷を直して欲しい」とお願いしたところで、部品交換や自転車自体の買換えを提案されるだけで、擦傷だけを直す修理の見積りを出してくれる店は少ないのではないでしょうか。そうすると被害者としては、部品交換代や、

弁護士

船岡 亮太



新しい自転車の購入代金を損害賠償請求したい気持ちになります。

しかし、損害賠償の理屈上、これは認められません。損害賠償は、「事故がなかった状態に戻すこと」を本質としているところ、部品や自転車自体を新品に換えることまで認めてしまうと、「事故がなかった状態」より被害者を利することになり、他方で加害者の負担が大きくなりすぎるからです。

3. まとめ

結局、自転車事故の場合、単なる車体の擦傷は、物損としては評価されない可能性があります。「自動車＝高価なもの」、「自転車＝消耗品」という前提からくる違いだけでも言いたいでしょうか。しかし、自転車の中には、消耗品とは言えないような高価なものもあります。そのような自転車の愛用者にとっては、車体の擦傷も許せないものでしょう。そのような方は、万が一のことも考え、自転車用車両保険などを検討されるのも良いかもしれません。



法律相談のご予約はこちら！

新規予約専用ダイヤル

075-256-2560

受付時間：平日 9:00～18:00

京都総合法律事務所

〒604-0924 京都市中京区河原町

二条南西角 河原町二条ビル 5階